

業総外-18021号  
平成30年 6月 // 日

原子力規制庁  
緊急事案対策室 御中

住 所 茨城県那珂郡 1 3 5 番地 4 1  
氏 名 原子燃料工業 東海事業所  
執行 田 島

原子燃料工業株式会社東海事業所  
原子力事業者防災業務計画の読替えについて

弊社における防災業務計画上の担当部署の統合に伴い、「原子燃料工業株式会社 東海事業所 原子力事業者防災業務計画」の見直しが必要となりました。  
つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

原子燃料工業株式会社東海事業所 原子力事業者防災業務計画変更箇所の  
読替え表

以上

原子燃料工業株式会社東海事業所 原子力事業者防災業務計画変更箇所の読替え表

現 行	読替え後	理 由
<p>③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力            (5) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、茨城県知事及び東海村            長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。            (6) 緊急時態勢がとられた場合、社長は本社対策本部の原子力防災要員の配置は別表第4-2のお            応急対策に取り組み、本社対策本部の原子力防災要員の配置は別表第4-2のお            りとする。</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者            (1) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任・解任            ① 原子力防災管理者は、事業所長とする。            ② 副原子力防災管理者は、副所長、環境安全部長、設備管理部長、燃料製造部長、            品質保証部長、業務管理部長及び<b>新型炉燃料部長</b>とする。            ③ 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原            子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に7日以内に様式第3の届出書により届            け出る。</p> <p>(2) 原子力防災管理者の職務            原子力防災管理者は、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行            う。            ① 特定事象には該当しないが、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部            の設置を判断した場合（自然災害を含む。以下「警戒事態」という。）の連絡を原            子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に行う。            ② 原災法第10条第1項の通報を別図第2に示す箇所へ行う。            ③ 前号の通報を行った場合、直ちに原子力防災要員等を召集し、原子力災害の発生            又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともにその概要を別図第3            に示す箇所へ報告する。            ④ 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条            第2項に定められた放射線障害防護用具、非常用通信機器その他の資材又は機材            を備え付け、随時、保守点検する。            ⑤ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長から、原子力防災管理            者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p>	<p>③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力            (5) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海            村長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められた            ときはこれを行う。            (6) 緊急時態勢がとられた場合、社長は本社対策本部を設け、応急措置及び緊急事            態応急対策に取り組み、本社対策本部の原子力防災要員の配置は別表第4-2の            とおりとする。</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者            (1) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任・解任            ① 原子力防災管理者は、事業所長とする。            ② 副原子力防災管理者は、副所長、環境安全部長、設備管理部長、燃料製造部長、            品質保証部長、業務管理部長及び<b>燃料製造部製造グループ長</b>とする。            ③ 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、            原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に7日以内に様式第3の届出書により            届け出る。</p> <p>(2) 原子力防災管理者の職務            原子力防災管理者は、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を            行う。            ① 特定事象には該当しないが、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本            部の設置を判断した場合（自然災害を含む。以下「警戒事態」という。）の連絡            を原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に行う。            ② 原災法第10条第1項の通報を別図第2に示す箇所へ行う。            ③ 前号の通報を行った場合、直ちに原子力防災要員等を召集し、原子力災害の発            生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともにその概要を別図            第3に示す箇所へ報告する。            ④ 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同            条第2項に定められた放射線障害防護用具、非常用通信機器その他の資材又は機            材を備え付け、随時、保守点検する。            ⑤ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長から、原子力防災管            理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行            う。</p>	<p>選任名称の変更</p>

現 行	就 替 後	理 由																																
<p style="text-align: center;">別表第5 副原子力防災管理者の職位と代行順位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">代行順位※</th> <th style="width: 85%;">職 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>設備管理部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>品質保証部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>業務管理部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>新型炉燃料部長</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">副原子力防災管理者</p>	代行順位※	職 位	1	副所長	2	環境安全部長	3	設備管理部長	4	燃料製造部長	5	品質保証部長	6	業務管理部長	7	新型炉燃料部長	<p style="text-align: center;">別表第5 副原子力防災管理者の職位と代行順位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">代行順位※</th> <th style="width: 85%;">職 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>環境安全部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>設備管理部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>品質保証部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>業務管理部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>燃料製造部製造グループ長</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">副原子力防災管理者</p>	代行順位※	職 位	1	副所長	2	環境安全部長	3	設備管理部長	4	燃料製造部長	5	品質保証部長	6	業務管理部長	7	燃料製造部製造グループ長	<p>代行順位の職位名称の変更 (平時の業務見直しにより、防災組織の職位名称が変更となったため)</p>
代行順位※	職 位																																	
1	副所長																																	
2	環境安全部長																																	
3	設備管理部長																																	
4	燃料製造部長																																	
5	品質保証部長																																	
6	業務管理部長																																	
7	新型炉燃料部長																																	
代行順位※	職 位																																	
1	副所長																																	
2	環境安全部長																																	
3	設備管理部長																																	
4	燃料製造部長																																	
5	品質保証部長																																	
6	業務管理部長																																	
7	燃料製造部製造グループ長																																	
<p>※原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。</p>	<p>※原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。</p>																																	